

富良野市ふるさと納税返礼品等協力事業者募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ふるさと納税制度を活用した富良野市及び地元特産品等のPRにより、富良野市への寄附を促進し、市内産業の振興及び地域の活性化に繋げるため、寄附者へのお礼品として贈呈する商品やサービス（以下「返礼品等」という。）を提供する協力事業者（以下「協力事業者」という。）の募集について必要なことを定めるものとする。

(協力事業者の要件)

第2条 協力事業者の要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

(1) 次のいずれかに該当している法人、団体又は個人事業者（以下この号及び第5号において「法人等」という。）であること。

ア 本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場が市内にある法人等。ただし、第3条の要件に適合する商品を提供する場合は、市外の事業者も対象とする。

イ 市長が特に認めた法人等

(2) 各種法令、条例等に沿った操業、生産、製造、販売等を行っていること。

(3) 市税等の滞納、未申告等がないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

(5) 行政機関から行政指導を受けていない、又は改善をした法人等であること。

(返礼品等の要件)

第3条 返礼品等の要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

(1) 市内の魅力の発信又は地域産業の振興につながる要素を持つ商品等であること。

(2) 次のいずれかに該当していること。

ア 市内で生産、製造、加工、サービスの提供がされているもの

イ 市内の原材料を使用しているもの

ウ 富良野に特に縁の深いもの

(3) 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、期間限定及び数量限定で供給可能なものは、提供期間内の安定供給が見込まれるもので

あること。

(4) 飲食物の場合は、出荷後に適切な賞味期限が保証されるものであること。

(5) 富良野市が契約するふるさと納税のインターネットポータルサイト運営事業者（以下「運営事業者」という。）において商品の取扱いができること。

(6) 富良野市からふるさと納税取扱業務を委託された事業者（以下「委託事業者」という。）が指定する宅配業者により配送（市と協議の結果、市が認める適正な配送方法を行う場合を含む。）が可能な返礼品等であること。

(7) 平成 29 年 4 月 1 日付け総税市第 28 号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により通知された、「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないもの

2 返礼品等の金額は、寄付金額の 3 割以内（梱包料込、消費税込、発送料除く）とし、市と協議して決定する。

（協力事業者の募集）

第 4 条 協力事業者の募集は、原則として随時行うこととする。

（協力事業者の登録申込み）

第 5 条 協力事業者の登録申込みをしようとするものは、返礼品等の提案をすることとし、富良野市ふるさと納税返礼品等協力事業者登録申込書兼市税等の納付に関する同意書（様式第 1 号）に、必要事項を記入して添付書類とともに市長に提出しなければならない。この場合において、委託事業者からその業務のために必要とする事務書類の提出について依頼があった場合には、当該書類を別途委託事業者に提出することとする。

（協力事業者の決定）

第 6 条 前条の登録申込みがあったときは、市長は、速やかに登録の可否を決定し、その結果を富良野市ふるさと納税返礼品等協力事業者登録（承認・不承認）決定通知書（様式第 2 号）により申込みをしたものに通知するものとする。

（協力事業者の取消し等）

第 7 条 市長は、協力事業者が第 2 条の要件に適合しなくなったと認められる場合、提供する返礼品等が第 3 条の要件に適合しなくなったと認められる場合又はその他市長がやむを得ないと認めた場合においては、協力事業者の登録及び返礼品等の提供を取り消し、富良野市ふるさと納税返礼品等（協力事業者登録・承認）取消通知書（様式第 3 号）により協力事業者に通知するものとする。この場合において、富良野市、運営事業者及び委託事業者は、協力事業者に損害が生じた場合もその責を負わない。

(返礼品等の追加・変更)

第8条 協力事業者は、返礼品を変更・追加しようとするときは、市長に返礼品に関する資料について提出し、協議しなければならない。なお、返礼品に関する資料については、委託事業者へ提出する商品提案書等の書類を代わりとすることができる。

(個人情報の取扱い)

第9条 協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、富良野市個人情報保護条例（平成12年富良野市条例第2号）及び関係法令を遵守しなければならない。

(留意事項)

第10条 協力事業者は、次に掲げる事項に承諾するものとする。

- (1) 富良野市が契約するふるさと納税のインターネットポータルサイトへの商品掲載については、運営事業者及び委託事業者の指示に従い必要な手続及び運用を行うこと。
- (2) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合又は富良野市、運営事業者及び委託事業者から依頼等があった場合は真摯に対応し、その解決に努めること。この場合において、品質や発送間違い等による補償やクレーム対応については、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。